

奈良県感染症予防計画(案)に対する市町村意見

◆対象

県内の38市町村(奈良市除く)

◆照会期間

1回目：令和5年10月11日(水)～10月27日(金)

2回目：令和5年11月6日(月)～11月10日(金)

項目	意見	対応内容（改定案への反映）
第1の5	感染症法改正にもあるように、市町村の役割として、生活支援等もあり、追記してもよいのではないか。	<p>現行案は、「自宅療養者等の療養環境の整備等」と伝わりにくい表現となっているため、下記のように修正。</p> <p>【修正前】 市町村は、<u>自宅療養者等の療養環境の整備等</u>、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る。</p> <p>【修正後】 市町村は、<u>自宅療養者等の健康観察や生活支援等</u>、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて住民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る。</p>